

令和 8 年度委託訓練事業（長期高度人材育成コース）業務

プロポーザル審査要領

令和 7 年 9 月

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県が実施する「令和8年度委託訓練事業（長期高度人材育成コース）業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、令和8年度委託訓練事業（長期高度人材育成コース）業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。
- (2) 審査委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査委員会の開催期日

令和7年11月27日（木）予定。非公開で行う。

3 審査方法

- (1) 商工労働観光部定住推進・雇用労働室及び県立産業技術短期大学校並びに職業能力開発施設に関し学識経験等を有する者が構成員となる審査委員会で審査を行うものとする。
- (2) 審査委員会は、提出された業務提案書の内容を公平かつ客観的に審査するものとする。
- (3) 審査委員会は非公開とし、審査内容に関する質問や異議を一切受け付けないものとする。
- (4) 審査委員は、業務提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) 審査委員は、同じコース毎に、評点の合計に基づき上位から順位点をつけ、それを合計した総得点による順位とし、各訓練科の定員を超えた訓練生を決定する場合の順位とする。総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位とする。
- なお、得点60点以上で本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

4 審査項目及び配点（100点満点）

| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
|------------|--|---------|
| 1 提案内容の妥当性 | ・ 事業目的を理解し、的確な提案となっているか。 ・ 事業スケジュールが妥当で、実施可能なものとなっているか。 | 10 5 |
| | ・ 【訓練】訓練環境が整っているか | 30 5 |
| | ・ 【訓練】訓練科設定の必要性は的確か | 5 |
| | ・ 【訓練】専修学校については、職業実践専門課程として文部科学大臣からの認定の有無 | 5 |
| | ・ 【訓練】カリキュラム、教材等が的確で、就職に結びつく効果的な訓練とするための創意工夫がみられるか。 | 5 |
| | ・ 【訓練】提案内容を確実、適切に遂行できる職員構成や配置 | 5 |

| | | | | |
|-------------------------|-------------|---|----|-----|
| | | であるか。 | | |
| | | ・【訓練】訓練生からのクレームの有無、対応状況は適切か。 | 5 | |
| | | ・【就職支援】就職支援環境（相談室等）、就職支援体制（職員・スキル）が整っているか。 | 5 | |
| | | ・【就職支援】訓練修了後、就職に結びつくことが期待できる就職支援対策が十分か。 | 5 | |
| | | ・【就職支援】訓練修了後の未就職者に対する支援を積極的に行う体制が整っているか。 | 5 | |
| | | ・【就職支援】就職率・定着率向上に向けた取組み及び定着支援実施計画が十分か。 | 5 | |
| | | ・【就職支援】就職率は良好か。 | 5 | |
| | | ・【就職支援】訓練生からのクレームの有無、対応状況は適切か。 | 5 | |
| 2 管理運営を適正かつ確実に実施する能力の有無 | 見積書 | ・事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性が取れているか。 | 25 | 5 |
| | 活動実績 | ・委託事業に通じる事業実施経験があり、良好な実績を有しているか。または良好な運営が期待できるか。 | | 5 |
| | 事業実施能力・財政状況 | ・継続的・安定的な事業を実施しているか。 ・事務処理が適切か。（特に受託実績のある事業者について） ・団体の現在の受託事業等の状況に照らし、本事業の提案内容が確実、適切に遂行できる経済的基礎を有しているか。 | | 10 |
| | 法令遵守 | ・法令等に違反していないか。 ・法令を遵守し、適正に委託業務を実施できる体制が構築されているか。 ・個人及び企業情報の保護対策、その他コンプライアンス遵守対策が講じられているか。 | | 5 |
| 合計 | | | | 100 |

5 採点基準

各審査項目について、5点満点で評価し（=評点）その点数に本業務における重要度に応じて設定する倍数を掛け合わせることにより、当該審査項目における得点を計算する。

| 評点 | 評価 |
|----|---------|
| 5点 | 優れている |
| 4点 | やや優れている |
| 3点 | 普通 |
| 2点 | やや劣る |
| 1点 | 劣る |

6 契約候補者の選定

審査委員会において、業務提案書等について審査を行い、業務の目的に合致し、かつ、評価の高い業務提案書を提出した順に受託候補者として県に報告するものとする。県は、審査委員会の審査結果を踏まえて、受託候補者を決定するもの。

7 審査結果の通知

審査結果については、審査後速やかに別途文書により通知するものとする。